

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 8 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第14条」を削る。

(1) 町田市生活資金貸付条例（昭和34年10月町田市条例第15号）第1条

(2) 町田市営住宅条例（平成9年12月町田市条例第43号）第6条第2項第6号

(3) 町田市保育運営費徴収条例（平成14年12月町田市条例第53号）別表Aの
項

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市生活資金貸付条例、町田市営住宅条例及び町田市保育運営費徴収条例の規定は、平成26年10月1日から適用する。

町田市生活資金貸付条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、町田市民で生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者及びこれに準ずる一般生活困窮者並びに<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</u>の規定による支援給付を受けている者に対し、予算の範囲内において、生計を立てるために必要な補助的生活資金の貸付を行うことを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、町田市民で生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者及びこれに準ずる一般生活困窮者並びに<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条</u>の規定による支援給付を受けている者に対し、予算の範囲内において、生計を立てるために必要な補助的生活資金の貸付を行うことを目的とする。</p>

町田市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者</p> <p>3・4 略</p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>(平成6年法律第30号) <u>第14条</u>の規定による支援給付を受けている者</p> <p>3・4 略</p>

町田市保育運営費徴収条例新旧対照表

改正後								改正前							
別表（第3条関係） 徴収基準額表 (月額) 単位：円								別表（第3条関係） 徴収基準額表 (月額) 単位：円							
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（児童単位）						各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（児童単位）					
階層区分		3歳未満児		3歳以上児				階層区分		3歳未満児			3歳以上児		
		1人	2人	3人以上	1人	2人	3人以上			1人	2人	3人以上			
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者が属する世帯	0	0	0	0	0	0	A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定による支援給付を受けている者が属する世帯	0	0	0	0	0	0
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略								備考 略							